

〇〇ドライバークラブ規約（サンプル）

第1章 総則

（名称）

第1条 このクラブは〇〇ドライバークラブという。

（事務局）

第2条 このクラブの運用を円滑に行うため、事務局を〇〇に置く。

（目的）

第3条 このクラブは、会員相互の親睦と啓発によって交通安全意識を高揚し、交通事故を根絶して、明るい職場と明るい家庭づくりをすることを目的とする。

（事業）

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) レクリエーションその他、会員相互の親睦行事の企画実施に関する事。
- (2) 運転適性診断の実施に関する事。
- (3) 安全運転の知識、自動車の点検整備技術の研修に関する事。
- (4) 自動車に関する情報の収集に関する事。
- (5) 駐車場の保守管理に関する事。
- (6) 自動車用品のあっせん、自動車修理業者の特約等に関する事。
- (7) 自動車保険（自転車通勤者については自転車保険を含む。）の加入、更新、団体加入等の事務代行に関する事。
- (8) 通勤実態（シートベルトの着用を含む。）の掌握と通勤災害関係労災事故に関する事。
- (9) 優良ドライバーの表彰に関する事。
- (10) その他、前条の目的を達するために必要な事。

第2章 会員及び会費

（会員）

第5条 このクラブの会員は、〇〇会社に勤務する職員のうち、運転免許を保有している者とする。
2 前項に定める者のほか、このクラブの目的に賛同する者は、会員になることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会で別に定める会費を納めなければならない。

（入会・退会）

第7条 このクラブに入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 退会するときは、その旨を書面により提出しなければならない。

（会費等の不返還）

第8条 会員の資格を失った者は、既に納入した会費その他の拠出金品の返還を請求することができない。

第3章 役員

（種別）

第9条 このクラブに次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
常任幹事	1名
幹 事	若干名

（選任・任期）

第10条 役員は、会員の中から総会の議決により選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は再任することができる。

(職務)

第11条 会長は、会務を総理しこのクラブを代表する。

2 副課長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 常任幹事は、第4条に定める事業の企画、立案、執行及び財産、経費の出納管理に関する事務を行う。

4 幹事は、会務の執行に当たる。

(顧問・相談役)

第12条 このクラブに顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の議決により会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の構成員は、総会は会員、役員会は役員とする。

3 会議は会長が招集し、会議の議長となる。

4 会議は構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

5 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

(機能)

第14条 総会は毎年1回以上招集し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 規約の改廃に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、このクラブの運用上重要な事項

2 役員会は必要の都度招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会で議決した事業の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会を開く暇がない場合において、緊急に処理すべき事項

第5章 資産及び会計

(資産)

第15条 このクラブの資産は、次のものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 事業所からの助成金

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

2 このクラブの経費は、資産を持って支弁する。

(会計年度)

第16条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

この規約は、〇〇年〇月〇日から執行する。